

総務委員会資料

令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第59号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和2年2月13日
総務企画局

川崎市職員の給与に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>5 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び大学教育職給料表の適用を受ける職員(助手を除く。))にあつては、57歳)を超える職員<u>の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>6～10 (略)</p> | <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>5 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び大学教育職給料表の適用を受ける職員(助手を除く。))にあつては、57歳)を超える職員<u>に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>6～10 (略)</p> |